平成２７年（フ）第１９５号
愛知県江南市和田町天神237番地
債務者　飯田　克己
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９６号
愛知県江南市和田町天神237番地
債務者　飯田　弘子
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３１号
兵庫県小野市中島町199番地
債務者　河島　美樹
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１４０号
香川県高松市多賀町２丁目16番18号　河野第一ビル303号
債務者　植村　福一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４１号
香川県高松市中野町５番11号　メイゾンＴＮ202号
債務者　平柴　紀夫
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月３日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８８５号
大阪市西区新町３丁目８番17―602号
債務者　下村　尚弘
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３２号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番39号リッチモンド101号
債務者　稲村　紗貴
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１３５号
大阪府東大阪市荒川１丁目２番13号
債務者　山村かおる
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１８０号
大阪府八尾市龍華町１丁目２番１―1520号
債務者　岡入　忠司
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２３２号
大阪市西淀川区大和田１丁目６番20―403号
債務者　八木　修平
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３１０号
大阪府吹田市五月が丘南８番11―506号
債務者　岩井　直人
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４２５号
大阪市浪速区日本橋５丁目７―17Ｄａｆｆｉｔｔｏ難波東1105、住民票上の住所奈良県奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ17―305号
債務者　難波登志子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４６１号
大阪市鶴見区安田４丁目３番17号　レオパレス愛101
債務者　三谷　邦博
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８５号
大阪府東大阪市新上小阪１番１－５号
債務者　坂本喜美枝
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９２号
大阪市西区本田２丁目８番７号　ラパンジール九条　５Ｇ
債務者　西尾慎一朗
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５８８号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目11番11―406号
債務者　西　　弘子
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５５号
北海道小樽市緑３丁目15番406号　緑Ａ住宅４号棟4040、前住所北海道小樽市望洋台２丁目30番41号　ｓｏｒａ102号室
債務者　山田　晃義
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部